

監査報告書

平成27年6月29日

文部科学大臣

下村 博文 殿

国立大学法人総合研究大学院大学

監事 藤井 理

監事 中元 文



私ども総合研究大学院大学監事は、国立大学法人法第11条4の規程に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の業務及び会計についての監査を行いましたので、同規程並びに国立大学法人法施行規則第1条の2の5に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 監査の方法等の概要

監査は以下に示す方法を併せて行った。

- (1) 経営協議会、教育研究評議会および役員会の法定会議ならびに運営会議など学内諸会議における審議の経過および結果を監事が陪席聴取または議事録等で確認
- (2) 法人から回付された諸文書の査読
- (3) 別に実施する予備調査、予備監査
- (4) 会計監査法人から提出された会計監査結果の査読
- (5) 内部監査担当者からの監査意見等に関するヒアリング
- (6) 各種「業務報告書」の査読
- (7) 各業務担当者からのヒアリング
- (8) 学生からのヒアリング

2. 監査事項

監査は以下の事項に重点を置いて行った。

- (1) 財務会計の適正な処理
 - ・国立大学法人会計基準への準拠の状況
 - ・内部統制の仕組みの整備とその適正な運用
 - ・予算編成と執行状況

- (2) 法令等への準拠の状況、それに対応する内部統制の適正な運用
- (3) 法人の関与者への透明性と説明責任の確保の状況
- (4) 法人業務の効率的・効果的遂行
 - ・事務業務の効率的な執行状況
 - ・教育及び研究業務の効率的な執行状況
- (5) 中期目標及び年度計画の実施状況

3. 監査の結果

監査の結果は以下のとおりです。

- (1) 会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る）は、国立大学法人総合研究大学院大学の事業の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書については、指摘事項は認められません。
- (5) 研究科における教育業務は適切かつ効率的に行われています。
- (6) 「予算編成と執行」等について、決定及び実施に関するプロセスに、若干の問題及び課題が認められます。また、本学の重要なステークホルダーである「各機構法人」並びに「基盤機関」との連絡・調整等についても、問題及び課題が認められます。
- (7) 法人業務の一部について、「法令等への準拠状況」に若干の問題が認められます。
- (8) 「中期目標の着実な達成に向け、事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうか」を確認するための自己点検が、十分実施されているとは言えません。
- (9) 「法人の役員等の職務の執行が、法令等に適合することを確保するための体制」及び「法人の業務の適正を確保するための体制」については整備されているものの、その「運用」については若干の問題が認められます。

以 上